

☆☆碧南市内の中小企業のみなさまへ☆☆

中小企業健康診断補助金のご案内

従業員の健康を維持するため、事業主が市内事業所で働く従業員に対し定期健康診断を実施したとき、

従業員1人につき、**1,900円** 省略受診は
800円

が補助金として返ってきます！

★制度を利用できる方★

以下のすべてに当てはまる事業所が対象となります。

○市内に事業所を有している中小企業

- ・小売業…資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- ・サービス業…資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- ・卸売業…資本金1億円以下または従業員100人以下
- ・その他の業種…資本金3億円以下または従業員300人以下

○市税を完納していること

○健康保険等、他の機関から健康診断に要した経費の補助を受けていないこと



<参考>

碧南市医師会臨床検査センター受診料

全項目受診…8,140円

省略受診…3,410円

(ともに税込み)

この場合、

全項目受診・省略受診

ともに約20%以上

が補助金として返ってきます！

※碧南市国民健康保険加入者は、保健センターで実施する生活習慣病予防健診を受診した方が安い場合があります。

★対象となる診断内容と補助額★

健康診断の内容	補助額
労働安全衛生規則第44条第1項に規定する健康診断項目 全部の場合 ①既往歴及び業務歴の調査 ⑦肝機能検査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ⑧血中脂質検査 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ⑨血糖検査 ④胸部エックス線検査及び喀痰検査 ⑩尿検査 ⑤血圧の測定 ⑪心電図検査 ⑥貧血検査	市内の事業所で働く従業員1人につき(事業主、代表者は補助対象外) 1,900円
医師の判断により労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき診断項目を省略した場合	800円

☆申請期限☆

健康診断料の支払いが終わった日から30日以内に、市商工課に申請してください。

(ただし、支払日が令和9年3月10日以降の場合は、令和9年4月10日までに申請してください。)

申請に必要な書類は、裏面をご覧ください。

<問い合わせ先>

碧南市 経済環境部 商工課 企業応援係
〒447-8601 碧南市松本町28番地
☎:0566-95-9895(直通)



■補助金の申請に必要な書類について

以下の申請書類を揃え、碧南市商工課窓口まで直接申請してください。

- 健康診断補助金交付申請書兼実績報告書 …①
- 健康診断実施者一覧表(様式第1号、様式第2号) …②
- 全受診者の診断日、診断項目が分かる書類(写し) …③
- 健康診断料の領収書(写し) …④
- 市税の完納証明書(発行から30日以内の原本) …⑤
- 補助金交付請求書 …⑥

※1 ①、②、⑥の様式はホームページ「へきなん企業応援NAVI(<http://www.hekinan-companysupport.jp/support/kenkoushinden.html>)」で取得できます。記載例をよく読みご記入ください。

※2 健康保険等、他の機関から健康診断に要した経費の補助を受けている従業員、市外の事業所に配属されている従業員は、当補助金の対象外ですので、②の一覧表に含めないでください。

※3 ③は受診者ごとに診断日、診断項目が分かる書類を提出してください。

※4 ④は領収証、または振り込み明細書(通帳の写し)及び請求書など、支払いが分かるものを提出してください。

※5 ⑤は碧南市役所1階の税務課(1通200円)で交付いたします。交付には本人確認できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等)の提示が必要です。

法人の場合は、代表者印の押印が必要です。代表者以外が申請する場合は代理権授与通知書(委任状)が必要です。代理権授与通知書は、税務課の窓口、またはホームページで取得できます(<https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/5339.html>)。

個人事業主の場合は、本人または同世帯の家族以外の方が申請する場合、代理権授与通知書(委任状)が必要です。



へきなん企業応援NAVI

